

# 上場株式等に係る配当所得がある方の記載例

給与所得について年末調整を受けた方で、上場株式等に係る配当所得を総合課税を選択して申告する場合

**手順1**  
13ページ参照

**手順2**  
14ページ参照

**手順3**  
18ページ参照

〇〇 税務署長 27年 2月 16日		平成 26 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A	FA0110
住所 (又は居所) 〇〇市△△町X-XX-X	フリガナ コ7ロビ1 907	氏名 国税 太郎	第一表 (平成二十六年分以下適用)
平成27年1月1日住所 同上	性別 男	世帯主との続柄 本人	
	生年月日 3 4 6 1 1 1 6	電話番号 XX - XXXX - XXXX	

  

収入金額等	給与	7140000
	公的年金等	
	その他	
所得金額	配当	300000
	一時	
	計	300000
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	1057197
	小規模企業共済等掛金控除	
	生命保険料控除	105000
	地震保険料控除	21000
	寡婦、寡夫控除	0000
	勤労学生、障害者控除	0000
	配偶者(特別)控除	380000
	扶養控除	630000
	基礎控除	380000
	⑥から⑮までの計	2573197

  

税	課税される所得金額	2952000
	上の⑳に対する税額	197700
	配当控除	300000
	(特定増改築等)区	
	住宅購入金等特別控除	
	政党等寄附金等特別控除	
	住宅ローン控除特別控除	
	系引所得控除	167700
	災害減免額	
	基礎引所得税額	167700
計	復興特別所得税額	3521
	所得税及び復興特別所得税の額	171221
	外国税額控除	
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	217145
	所得税及び復興特別所得税の納める税金	00
	申告納税額	45924
	延納届出額	000
	配偶者の合計所得金額	
	課税所得と所得税の合計額	
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	

  

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税	計	その他
給与	配当	社会保険料控除	課税される所得金額	復興特別所得税額	配偶者の合計所得金額
公的年金等	一時	小規模企業共済等掛金控除	上の⑳に対する税額	所得税及び復興特別所得税の額	課税所得と所得税の合計額
その他	計	生命保険料控除	配当控除	所得税及び復興特別所得税の納める税金	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
		地震保険料控除	(特定増改築等)区	申告納税額	延納届出額
		寡婦、寡夫控除	住宅購入金等特別控除	延納届出額	
		勤労学生、障害者控除	政党等寄附金等特別控除		
		配偶者(特別)控除	住宅ローン控除特別控除		
		扶養控除	系引所得控除		
		基礎控除	災害減免額		
		⑥から⑮までの計	基礎引所得税額		
		雑損控除	復興特別所得税額		
		医療費控除	所得税及び復興特別所得税の額		
		寄附金控除	所得税及び復興特別所得税の納める税金		
		計	申告納税額		
			延納届出額		

**手順4**  
29ページ参照

**手順4**  
29ページ参照

**手順5**  
33ページ参照

該当する事項がある方のみ記入

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、ボールペンで、強く記入します。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- この記載例では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に正しい数字を記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例②

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例③

8	0	0	0	0
<del>7</del>	<del>0</del>	<del>0</del>	<del>0</del>	<del>0</del>

【ご注意】

◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票(原本)」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。

◎ 上場株式等に係る配当等について申告する場合は、申告する配当等の種類に応じて次の書類を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。

- ・オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・上場株式配当等の支払通知書
- ・特定口座年間取引報告書

(参考) 「給与所得の源泉徴収票」

平成26年分 給与所得の源泉徴収票										
支払を受ける者	〇〇市△△町×-××-×				氏名	国税 太郎				
種別	給与・賞与	7	1	4	0	0	0	0	0	0
給与・賞与の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の控除額	控除対象扶養親族の控除額	控除対象扶養親族の控除額	控除対象扶養親族の控除額	控除対象扶養親族の控除額	控除対象扶養親族の控除額	控除対象扶養親族の控除額	控除対象扶養親族の控除額	控除対象扶養親族の控除額
妻 良子	子 一郎	子 二郎(年少)	子 三郎	子 四郎	子 五郎	子 六郎	子 七郎	子 八郎	子 九郎	子 十郎
支払者	〇〇産業株式会社				住所(居所)又は所在地	〇〇区〇〇 ×-×-×				

(設例)

配当の支払者 株式会社 〇〇商事 (上場会社)  
配当の支払通知書に表示されている配当金額 300,000円

※ 株式を取得するために要した借入金の利子はなし。

上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く)については、総合課税に代えて、15%(住民税5%)の所得税の税率による申告分離課税を選択することができます。この場合には、上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算することができます。ただし、この制度を選択すると、配当控除を受けられません。

※1 所得税と併せて復興特別所得税がかかります。

※2 確定申告をする上場株式等に係る配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く)の全てについて総合課税とするか、全てについて申告分離課税とするかのいずれかを選択する必要があります。

手順1  
13ページ参照

手順2  
14ページ参照

32ページ参照

手順2  
16ページ参照

手順6  
34ページ参照

平成 26 年分の所得届及び確定申告書A

住所 〇〇市△△町×-××-×

氏名 国税 太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	〇〇産業株式会社	7,140,000	171,200	217,185
配当	〇〇商事	300,000	0	45,985

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 217,185

○ 雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等
配当	上記の〇〇商事	300,000	0

○ 住民税に関する事項

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
国税 一郎	子	18.6.1	
国税 二郎	子		

給与・公的年金等に係る所得以外(平成27年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の)の所得に係る住民税の徴収方法の選択

配当に関する住民税の特例

非居住者の特例

配当別額控除額 15,000

○ 特例適用条文等

手順3  
18ページ参照

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。